監査公表第27号(令和5年3月10日、県公報第380号登載) 行政監査の結果に基づく措置通知(令和3年度)

## 監査公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した「大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について」の行政監査の結果(令和4年2月14日3監総第596号)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月10日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三同 世 利 洋 介同 森 行 一同 大 島 道 人

 福岡県監査委員
 藤 山 泰 三 様

 同
 世 利 洋 介 様

 同
 森 行 一 様

 同
 大 島 道 人 様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について (通知)

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	トレーニングウェア及び下	衣料品や生活用品等で、保管
福祉総務課	着については、備蓄量が備蓄計	に広い場所が必要など備蓄に適
	画上の目標量の3分の1程度	さない物資、大量に必要で全て
	に留まっている。流通備蓄によ	を備蓄することが困難な物資、
	る対応を想定しているとのこ	発災からの時間の経過とともに
	とであるが、備蓄計画では、目	必要となる物資については、調
	標量を現物で備蓄することと	達による確保可能数も含め目標
	されており、備蓄計画の見直し	量を備蓄することとし、備蓄計
	を含め、再検討が必要である。	画を改正する。
		なお、流通備蓄の確保にあた
		っては、衣料品の提供可能な協
		定先を増やし、目標量を備蓄す
		る。
総務部	更衣室や授乳室等を確保す	パーテーション(屋根あり)
防災危機管理局	るためのパーテーション(屋根	2台を購入の上、備蓄拠点(県
	あり)については、物資の一覧	本庁舎)に搬入した。
	表と現物を照合した結果、備蓄	
	計画上の目標量に満たない状	
	態(2台不足)であったため、	
	計画に基づき着実な備蓄に努	
	められたい。	

総務部 防災危機管理局	防災危機管理局所管物資に ついては、管理要領上、取り扱いが明記されていない。物資の 日常の管理や発災時の搬出を 円滑に行うためにも、要領の見 直しを検討されたい。	福岡県災害救助用備蓄物資管理要領を改正し、防災危機管理局所管物資の取扱いを明記するとともに、関係所属へ周知した。
総務部 防災危機管理局 福祉労働部 福祉総務課	一部の備蓄拠点において、保管スペースが不足しており、物資が詰め込まれ、奥に保管されているものは内容物の品野な状況が見受けられた。 また、消防学校を除く備蓄拠点において、整理整頓が不十分であった。 発災時の搬出作業に支障を来すおそれがあることから、保管スペースの確保に努めるとともに、カゴ台車、棚等の整備による整理整頓について検討されたい。	整理整頓が不十分であった備蓄拠点において、発災時の搬出作業をスムーズに行えるよう、物資の移転やカゴ台車等の整備により、整理整頓を実施した。 筑後農林事務所庁舎は保管スペースが不足していたため、筑後農林事務所庁舎から八女総合庁舎に備蓄拠点を変更し、南筑後保健福祉環境事務所が管理することとした。
総務部 防災危機管理局	防災危機管理局所管物資について、箱に品目の表示がないものが見受けられた。発災時に管理機関及び運送業者等が円滑に物資を搬出し、受取先においても物資の内容が容易に把握できるよう、所要の措置を講じられたい。	すべての備蓄拠点において、 備蓄物資の品目が一目でわかる よう、物資名や管理所属を明ら かにしたラベルを貼付した。
総務部 防災危機管理局	防災危機管理局所管分について、配置図は作成されているものの、一部実態と異なっていた。発災時に迅速な対応を行うためにも、整合性を図るとともに、配置図を保管場所の入口付近に掲示するなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。	すべての備蓄拠点の物資の配置を確認の上、配置図を作成し、 それぞれの拠点の入口に掲示した。

 総務部	 防災危機管理局においては、	 すべての備蓄拠点及び備蓄品
防災危機管理局	物資を台帳ではなく一覧表で	目ごとに台帳を作成し、各備品
10000 E 1210	管理しているが、一覧表の更新	の受払を明記することとした。
	だけでは受払いの経緯が不明	
	となり、今回の監査で判明した	
	物資の所在不明事案が再び生	
	じかねない。このため、福祉総	
	務課と同様に、各備蓄拠点の品	
	目ごとに、その受払いがわかる	
	台帳を作成されたい。	
福祉労働部	紙おむつ及び尿取りパッド	紙おむつ及び尿取りパッドに
福祉総務課	について、備蓄後相当の年数が	ついて、品質点検のうえ、更新を
	経過しているが、段ボールに梱	   実施した。
	包されているため品質の確認	今後は、定期的に品質点検を
	ができず、使用可能な状態か不	   実施し、5年を目安に更新する。
	明であった。使用期限は定めら	  また、品質点検で使用できない
	れていないものの、適切に保管	ことが確認されたものについて
	されている場合の品質保持期	は随時更新する。
	間を約3年と設定しているメ	13/24/3/2017
	ーカーもあることから、定期的	
	な品質点検と一定期間での更	
	新を検討されたい。	
 総務部	保管場所に十分なスペース	   県本庁舎及び田川総合庁舎に
防災危機管理局	がなく、点検が困難なものが見	おいて、カゴ台車の整備により、
的火池饭百丝巾	受けられた。品質点検を行う上	整理整頓を実施し、保管スペー
福祉労働部	でも、保管スペースの確保に努	スを確保した。
福祉総務課	められたい。	Xを職体した。   筑後農林事務所庁舎は保管ス
111 111 111 11 11 11 11 11 11 11 11 11		ペースが不足していたため、筑
		後農林事務所庁舎から八女総合
		庁舎に備蓄拠点を変更し、カゴ
		台車の整備により、整理整頓を
		実施し、保管スペースを確保し
		た。
総務部	現在、備蓄している発電機の	発電機の動作点検を事業者に
防災危機管理局	燃料であるガソリンは危険物	委託の上実施し、異常がないこ
	であり、現物備蓄が困難である	とを確認した。
	ことから、当該発電機の更新時	耐用年数経過等の更新時に
	には、カセットガスなど現物備	は、カセットガス等、備蓄が容易
	蓄が容易な燃料で稼働するも	な燃料で稼働するタイプへ見直
	のへの変更を検討されたい。	す。

総務部	仮設トイレと、その附属品4	福岡県災害救助用備蓄物資管
防災危機管理局	点は一体として使用するもの	理要領を改正し、仮設トイレと
	であり、災害時にはセットで搬	附属品を一体として取り扱うこ
	出する必要があることから、備	とを明記するとともに、関係所
	蓄に当たってもそのことを十	属へ周知した。
	分踏まえるよう管理機関に周	
	知徹底されたい。	
総務部	福岡県災害対策本部備蓄物	福岡県災害対策本部備蓄物資
防災危機管理局	資取り扱い要領の見直しを検	取り扱い要領を改正し、品目や
	討し、関係所属に対し物資の適	有効期間について現状に応じた
	切な備蓄・管理について周知徹	見直しを行い、関係所属へ周知
	底されたい。	した。